

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■報告事項

- ① 省力化投資等支援事業補助金の要件緩和について

…P1

令和7年8月21日
商 工 労 働 部

省力化投資等支援事業補助金の要件緩和について

今年度当初予算で創設した「省力化投資等支援事業補助金」について、要件を緩和することとしましたので報告します。

1. 事業の概要

- (1) 目的 深刻な人手不足のため人員が確保できず、事業を縮小せざるを得ない状況にある県内事業者が、省力化を図る設備を導入することで、売上高を確保しようとする取組を支援する。

(2) 要件

①売上高要件	前期の売上高又は直近1年間の売上高が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること
②従業員要件	売上高を比較した期間における従業員数が、対前々年同期比又は前年同期比で5%以上減少していること
③求人活動要件	求人活動を実施したが、充足に至っていないこと

- (3) 補助率 補助対象経費の 1/3 以内
 補助限度額 設備導入 上限 1,500 千円 下限 200 千円
 専門家助言 上限 200 千円

2. 要件緩和の内容

第4次公募（8月25日予定）から売上高要件を緩和する。

	見直し後	現 行
売上高要件	前期の売上高又は直近1年間の売上高が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること、もしくは <u>営業利益が10%以上減少</u> していること	前期の売上高又は直近1年間の売上高が、対前々年同期比又は対前年同期比で減少していること

(理由)

- ・物価高騰等に対して価格転嫁によって売上高は増加しているが、十分な転嫁できないなど営業利益が減少している（増収減益となっている）事業者がいる。

(参考) 申請採択件数

	申請状況	公募期間
第1次×切	2件(うち採択2件)	5/15(木)～6/16(月)
第2次×切	0件	～7/15(火)
第3次×切	受付中	～8/20(水)